

個人情報保護委員会と独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター
の連携に関する覚書

個人情報保護委員会（以下「甲」という。）と独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター（以下「乙」という。）は、不正アクセス事案への対応等に関する緊密な連携を実現すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、『個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議』の設置について（平成29年5月26日付関係機関・関係省庁申合せ）の趣旨を踏まえ、不正アクセスによる漏えい等事案の未然防止、被害の拡大防止及び類似事案の発生防止等のリスク低減並びに同事案への適切かつ迅速な対応を図るため、甲と乙が緊密な連携を実施することを目的とする。

（本覚書の対象範囲）

第2条 本覚書は、不正アクセス事案のうち、電子計算機に記録された個人情報の漏えい等又はそのおそれがあるもの（以下「セキュリティインシデント」という。）を対象範囲とする。

（定義等）

第3条 本覚書における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「不正アクセス事案」とは、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）第2条第4項に定める不正アクセス行為がなされ又はそのおそれがある事案を基礎に、報告等を受けた甲又は乙において不正アクセスであると判断した事案をいう。
- (2) 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 「漏えい等」とは、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第7条第1号括弧書きにいう漏えい等をいう。
- (4) 「漏えい等報告」とは、個人情報保護法第26条第1項及び同法第68条第1項に規定する報告をいう。
- (5) 「コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出」とは、「コンピュータウイルス対策基準」（平成7年通商産業省告示第429号）及び「コンピュータ不正アクセス対策基準」（平成8年通商産業省告示第362号）に規定する届出をいう。
- (6) 「報告等」とは、甲が受ける漏えい等報告及び乙が受けるコンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出をいう。

(セキュリティインシデント発生時の連携事項)

第4条 甲及び乙は、その一方が報告等を受けた場合は、他方の報告等に関する制度について、当該報告等を行った者に紹介する。

2 乙は、甲の求めに応じ、甲に対し、甲が行うセキュリティインシデントに関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討並びに甲による注意喚起の発出等に資する技術的な助言を行うなど、可能な支援を行う。

(平時における連携事項)

第5条 甲及び乙は、以下の各号を実施する場合、必要に応じ、双方の取組の活用、共催・共同での実施等により相互に連携する。

- (1) 教育・研修
- (2) 広報・周知

2 甲及び乙は、必要に応じ、以下の各号のとおり、双方が保有する情報を共有する。

- (1) 甲は乙に対し、第1条に定める目的達成に必要な範囲で、セキュリティインシデントの攻撃手法等や統計化された漏えい等事案の発生状況等を共有する。
- (2) 乙は甲に対し、セキュリティインシデント発生時に甲が行う事実関係の調査、原因究明、再発防止策への助言等の深度化に資する調査・研究結果、最新の脅威情報・技術動向等を共有する。

3 甲及び乙は、それぞれが策定する基本方針、基準、ガイドライン等（以下「一般基準等」という。）の記載に関する助言や情報等を策定者の求めに応じて提供するとともに、必要に応じて一般基準等において他方の一般基準等を参照すべきことや他方の業務に言及する等、公的機関として整合的な基準を公に示すよう互いに協力する。

4 前三項の連携を実施するにあたっての具体的な方法は、別途甲乙合意の上、決定する。

(その他の連携事項)

第6条 甲及び乙は、前二条に定める事項の他、甲及び乙が必要と認める事項につき随時協議の上連携を実施する。

(情報の管理等)

第7条 甲及び乙は、甲の委員及び事務局職員並びに乙の役員及び職員（過去これらの地位にあったものも含む。）が、それぞれ個人情報保護法第143条（令和5年4月1日以降の条文番号）及び「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年法律第90

号) 第 49 条により守秘義務を負っていることを確認し、これらの者をして当該義務に反する態様で本覚書履行の過程で知り得た情報を第三者に開示させてはならない。

2 甲及び乙は、第 5 条第 2 項に基づき情報を共有するに当たって、当該情報の共有範囲を指定することができる。甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行ってはならない。

(有効期間)

第 8 条 本覚書の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了日の 3 ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、この覚書の効力は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第 9 条 本覚書に記載のない事項又は本覚書の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 24 日

(甲) 東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階
個人情報保護委員会事務局
事務局 長 松元 照仁

(乙) 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構
理事 小見山 康二